

(設置)

第1条 市民が自主的に社会のために行う非営利の活動（以下「市民活動」という。）の促進及び協働の推進に関する事項について調査審議するため、旭川市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 市民活動を行っている者
- (2) 学識経験者
- (3) 市長が適当と認めた者
- (4) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じたもの

(委員)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。